

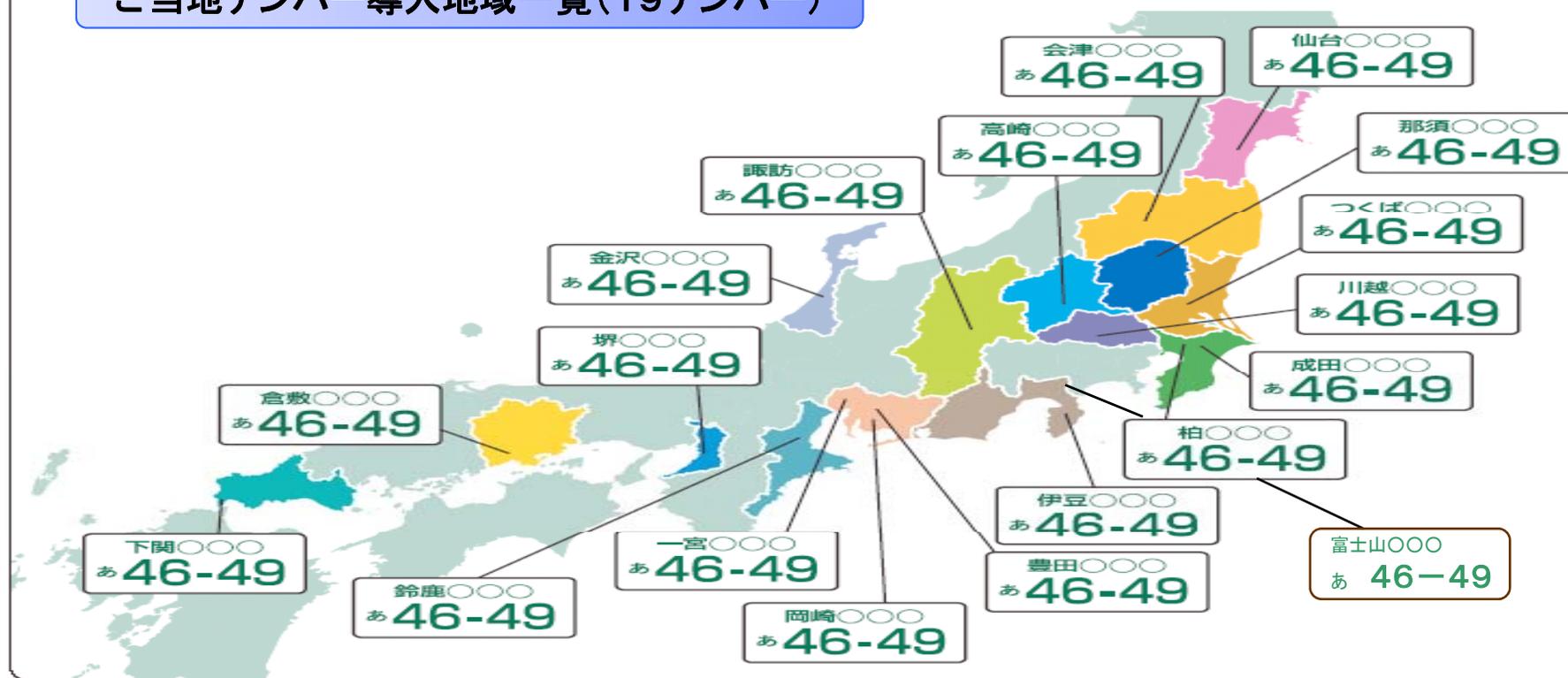
ご当地ナンバーの導入状況と車両数

ナンバープレートの地域名表示は、従来から当該自動車の使用の本拠地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称や所在地を表示しており、当該事務所の新設に伴い、その名称等が追加されてきたが、地域振興や観光振興等の観点から、当該事務所の新設に関わらず、募集(平成16年11月～平成17年5月)に基づいて、新たな地域名表示のナンバープレートを導入。

※ 募集時の要件: 経済圏等一定のまとまりのある広く認知された地域、登録自動車数10万台以上等

平成18年度に「仙台」、「柏」、「金沢」等18ナンバーの交付を開始するとともに、平成20年11月からは2つの県(山梨、静岡)にまたがる初めてのナンバーとなる「富士山」の交付を開始。

ご当地ナンバー導入地域一覧(19ナンバー)



運輸支局等とナンバーの地域名表示一覧

運輸支局等		表示文字		運輸支局等		表示文字		運輸支局等		表示文字	
北海道	札幌	札幌	関東	所沢	所沢	中部	飛騨	飛騨	中国	広島	広島
	函館	函館		川越	静岡		静岡	福山		福山	
	旭川	旭川		千葉	浜松		浜松	山口		山口	
	室蘭	室蘭		成田	沼津		沼津	四国	徳島	徳島	
	釧路	釧路		習志野			伊豆		香川	香川	
	帯広	帯広		袖ヶ浦	富士山		愛媛		愛媛		
東北	北見	北見	野田	名古屋	高知	高知	九州	福岡	福岡		
	青森	青森	野田	豊橋	豊橋	北九州		北九州			
	八戸	八戸	柏	西三河	三河	久留米		久留米			
	岩手	岩手	東京		岡崎	筑豊		筑豊			
	宮城	仙台	仙台	足立	豊田	佐賀		佐賀			
		秋田	秋田	練馬	小牧	尾張小牧		長崎	長崎		
	山形	山形	多摩	一宮		長崎			長崎		
	庄内	庄内	八王子	八王子	三重	鈴鹿		佐世保	佐世保		
	福島	会津	会津	神奈川	川崎	川崎		熊本	熊本		
		いわき	いわき	相模	相模	相模		大分	大分		
関東	茨城	水戸	山梨	山梨	山梨	宮崎	宮崎				
	土浦	つくば	北陸	新潟	新潟	鹿児島	鹿児島				
		宇都宮		長岡	長岡	大島					
栃木	那須	富山		富山	畿内	神戸	神戸				
佐野	とちぎ	石川	石川	石川		姫路	姫路				
	群馬		高崎	長野		長野	奈良	奈良			
関東	埼玉	大宮	信越	松本	松本	和歌山	和歌山				
					熊谷	諏訪	鳥取	鳥取			
	春日部	春日部		福井	福井	中国	岡山	岡山			
		岐阜	岐阜	倉敷	倉敷						

※ 赤字はご当地ナンバー

ご当地ナンバー対象地域の車両数

ナンバー表示文字	導入時期	ご当地ナンバー対象地域車両数	ご当地ナンバー保有車両数	ご当地ナンバー割合
仙 台	平成18年10月	439,236	224,923	51.21%
会 津	平成18年10月	127,555	51,629	40.48%
那 須	平成18年10月	121,550	52,943	43.56%
高 崎	平成18年10月	231,675	107,011	46.19%
成 田	平成18年10月	163,868	73,449	44.82%
柏	平成18年10月	190,115	100,680	52.96%
川 越	平成18年10月	215,955	102,375	47.41%
つくば	平成19年2月	516,295	214,371	41.52%
諏 訪	平成18年10月	98,165	40,862	41.63%
金 沢	平成18年10月	263,372	131,341	49.87%
岡 崎	平成18年10月	199,602	104,336	52.27%
豊 田	平成18年10月	243,490	127,085	52.19%
一 宮	平成18年10月	161,348	81,990	50.82%
伊 豆	平成18年10月	165,398	81,026	48.99%
富士山	平成20年11月	316,114	87,568	27.70%
鈴 鹿	平成18年10月	118,149	60,942	51.58%
堺	平成18年10月	263,384	132,877	50.45%
倉 敷	平成18年10月	253,029	118,026	46.65%
下 関	平成18年10月	98,567	47,432	48.12%
合計		4,186,867	1,940,866	46.36%

(平成22年度末現在)

新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)

平成 16 年 1 1 月
国土交通省自動車交通局

1 趣旨等

自動車のナンバープレートには、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称等が表示されている。この地域名については、往来、自動車検査登録事務所の新設に伴い、新たな地域名表示を創設してきたところであるが、今般、地域振興や観光振興等の観点から、ナンバープレートの地域名表示を弾力化し、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、新たな地域名表示を認めることとする。

新たな地域名表示を認めるに当たっては、自動車登録業務をはじめとする各種行政事務や自動車使用者等に混乱が生じないように、対象となる地域及び名称の基準、導入の手続き等について、本要綱を定めるところによるものとする。

2 新たな地域名表示の基準

(1) 対象となり得る地域の基準

- ① 地域特性や経済圏等に関して、**他の地域と区分された一定のまとまりのある地域**であり、**一般に広く認知された地域**であること。また、**原則として**、単独の市町村ではなく、**複数の市町村の集合**であること。
- ② 当該地域において、**登録されている自動車の数が 10 万台を超えている**こと。
- ③ 対象となる地域が、当該都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録されている自動車の数等に関して、**極端なアンバランスが生じない**ものであること。

(2) 地域名の基準

- ① **行政区画や旧国名などの地理的名称**であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。また、**当該地域名が全国的に認知されている**こと。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起すようなものでないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、**原則として「漢字」で「2 文字」とする**。やむを得ない理由があるとして例外を認める場合であっても**最大「4 文字」まで**とし、ローマ字は認めないものとする。

3 導入の方法等

新たな地域名表示ナンバープレートは、従来の自動車検査登録事務所の新設に伴う新たな地域名表示の導入と同様、**希望者だけでなく当該地域内に使用の本拠を有する全ての自動車に付与**することとする。また、ある時点で地域内の全ての車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新たな地域名表示のナンバープレートを付与するものとする。

4 導入の手続き

新たな地域名表示ナンバープレートの導入は、**当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成する全ての地方公共団体の合意があることが必要**である。さらに**都道府県内のバランス等の基準への適合性には都道府県の判断が必要**である。このため、導入に当たっての手続きについては、以下のとおりとする。

- ① 当該地域内の地方公共団体は、アンケート等を実施することにより、**当該地域の住民や自動車ユーザー、関係団体の意向を確認すること**。
- ② 当該地方公共団体は、**議会の支持**を得て、**当該地域の都道府県に要望**を行うこと。
- ③ 要望を受けた**都道府県**は、新たな地域名表示が本要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを判断し、妥当と判断される場合は、**地方運輸局を通じて、国土交通省に対して要望**を行うこと。
- ④ 国土交通省は、関連するシステムを運用する関係機関、関係団体との調整を行った上で、導入を認める新たな地域名およびその導入時期等を決定する。

5 スケジュール等

- ① 新たな地域名表示ナンバープレートは、平成18年度中の導入を目指すこととし、都道府県からの要望は、平成17年5月末までに地方運輸局に対して行うものとする。
- ② 複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄にまたがる地域名表示については、各種の行政事務、自動車検査登録システムへの影響等について慎重に検討を行う必要があり、当面は認めないこととする。

ご当地ナンバー導入の効果 (ご当地ナンバー導入の効果等に関するアンケート調査結果)

ご当地ナンバー対象地域の自治体等に導入の効果や課題等についてアンケートを実施。

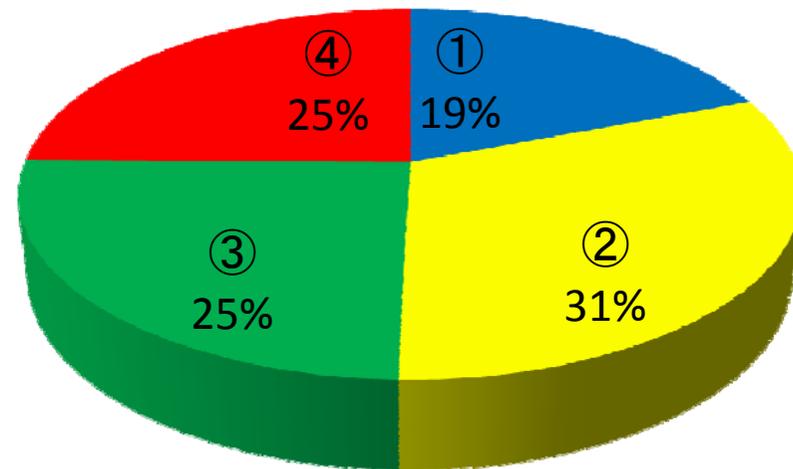
1. 対 象 ご当地ナンバー対象地域の自治体及び商工会議所等
(回答数:100団体(自治体:76、商工会議所等:24))
2. 実施期間 平成23年11月7日～平成23年11月16日

※ 自由記述の回答については、回答者が特定できないように修正した上で掲載している。

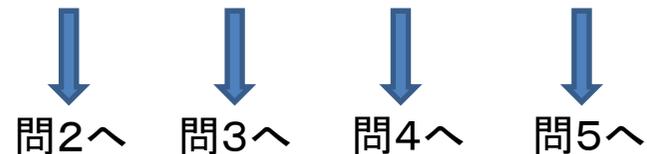
(問1)

ご当地ナンバーの導入は、地域振興、観光振興、地域の連帯感等にとって効果があったと考えられますか。(複数回答可)

- ① 自治体ごとバラバラの地域振興、観光振興施策への取組ではなく、対象地域の自治体が連携してこれらの施策への取組を行うようになった。
- ② 対象地域の市民に、一体の地域としての連帯感が生まれるなど、地元への愛着心が高まった。
- ③ 地域の知名度の上昇、観光客の増加、特産品の販売増等、効果があった。
- ④ 具体的な効果は見られなかった。



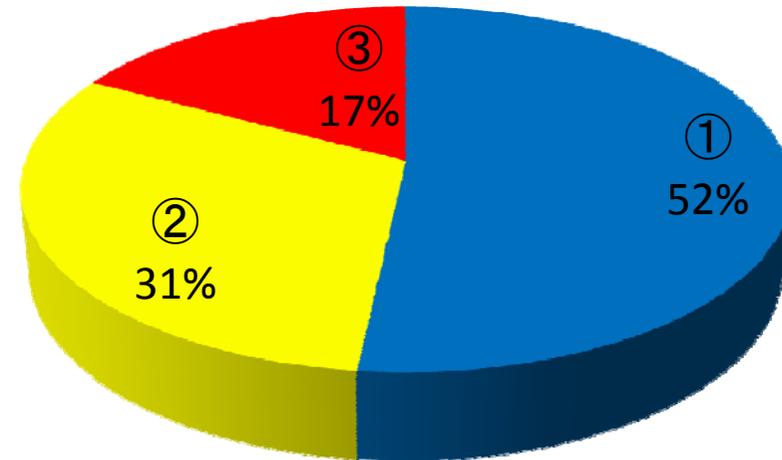
問1				
①	②	③	④	計
24	39	31	32	126
19%	31%	25%	25%	100%



(問2)

問1で①を選ばれた団体にお聞きします。具体的にどのような連携の強化に繋がりましたか。(複数回答可)

- ① 新たに対象地域間で、地域振興等の施策について協力して推進する枠組み(広域連合協議会など)が整備された。
- ② 既にある広域連合協議会で、新たな地域振興等の施策の取組が始まるなど活動が強化された。
(具体的に: _____)
- ③ その他(具体的に: _____)



問2			
①	②	③	計
15	9	5	29
52%	31%	17%	100%

(問2-②)

既にある広域連合協議会で、新たな地域振興等の施策の取組がはじまるなど活動が強化された。【主な意見】

- ・導入までの過程そのものが地域の連携強化につながった。
- ・ボランティアガイド研修交流会の開催。
- ・ナンバー交換の手続きのための最寄の運輸支局まで車で1時間30分～3時間を要する地域であるため、対象地域の協議会で、地元でのナンバー交換イベントを開催し、ナンバー普及に努めた。
- ・地元特産品を販売・PRする物産展を開催している。
- ・ナンバーサポーターズクラブ(運転マナー向上運動)
- ・まちづくり協議会(任意協議会)の更なる事業推進に繋がった。
例:構成市町住民の相互交流など
- ・地域の代表する夏まつりを合同でPRすることになった。

(問2-③)

その他【主な意見】

- ・近隣市町における広域行政推進のPRが行いやすい。
- ・ナンバーによる新たな連携というよりも、ご当地ナンバーの導入により、より強固となった印象を受ける。

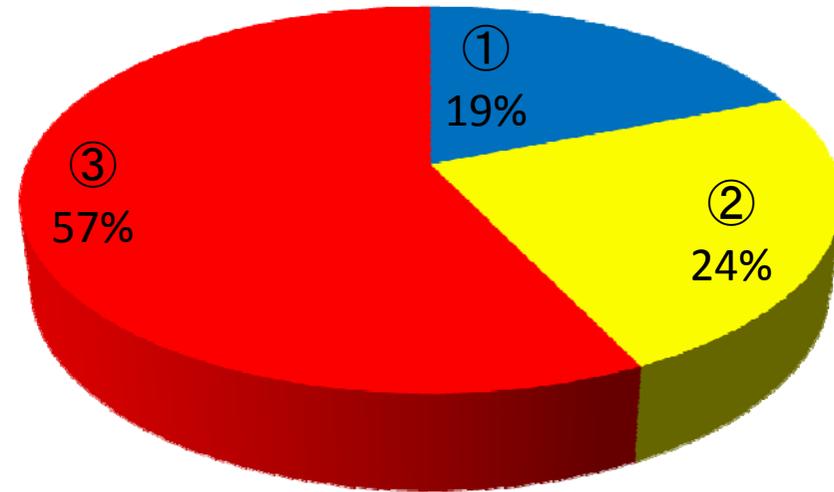
(問3)

問1で②を選ばれた団体にお聞きします。具体的にどのような効果がありましたか。(複数回答可)

① 対象地域の各団体等が、共通のテーマを掲げて継続的な取組を始めた。
(具体的に: _____)

② 対象地域の各団体等が主催(又は共催)して、地域振興等に資する行事を開催した。
(具体的に: _____)

③ その他の効果があった。
(具体的に: _____)



問3			
①	②	③	計
8	10	24	42
19%	24%	57%	100%

(問3-①)

対象地域の各団体等が、共通のテーマを掲げて継続的な取組を始めた。

【主な意見】

- ・対象地域内で協議会を立ち上げた。
- ・県民推進会議
- ・まちなにぎわいや話題づくりを目的とした地域振興を図っている。
- ・各市町が各分野で連携を図っている。
- ・共通する課題解決のため、ご当地ナンバー対象自治体間で「ネットワーク会議」を組織し、活動を展開中。
- ・対象地域団体の既存の取組において、更に一体の地域として連帯感が高まった。

(問3-②)

対象地域の各団体等が主催(又は共催)して、地域振興等に資する行事を開催した。

【主な意見】

- ・導入地方が一体となって御柱祭の誘客や体験プログラムを実施した。
- ・商工会議所卸物流部会による「ラッピングトラック事業」の実施。
- ・「ご当地ナンバー交付イベント」時に運輸支局に出張してもらい、500台の車両をご当地ナンバーへ変更した。
- ・対象地域の観光施設を巡る「スタンプラリー」を開催した。
- ・「ご当地ナンバー憲章」を制定(規則を守る。環境を守る。思いやり。の3項目を重点に警察とも協議。
- ・市が保有するヒストックカーを「ご当地ナンバー」に取り替え、市庁舎や当所等での展示や「まつり」で披露されるなど市民の「市」への愛着が一層深まった。
- ・ご当地ナンバーフォトコンテストを開催した。
- ・ご当地ナンバー誕生記念マラソン大会。
- ・ネットワーク会議で、グルメコンテストやビジネスマッチングを目的としたイベントを開催。
- ・周辺地域商工団体連携会議を発足した。

(問3-③)

その他の効果があった。【主な意見】

- ・交通マナーの向上、「ご当地ナンバー」をPRする公告塔としての役割。
- ・地元への愛着(地名にこめられた歴史、文化の再認識)
- ・地域としての一体感がさらに強く意識された。
- ・自ら暮らす地域への郷土愛が深まった。
- ・震災時には、ナンバーを確認することにより地域の連帯感を感じることができた。
- ・地域住民の旧ナンバーからご当地ナンバーへの切り替えが多くあり、「ご当地」への愛着や誇りといった感情を伺えたように思う。
- ・地元への愛着心が高まったと同時に、他の地域へ行った場合は1人1人がご当地ナンバーの広告塔となることから、警察署及び交通安全協会と協力して、交通安全とマナー向上等の周知を実施したことにより、運転マナー等のレベルアップにつながった。
- ・定量的には計れる効果はないが、地元への愛着や地域の一体感の醸成に繋がったと思います。
- ・世界文化遺産登録活動等に対する地域連携の気運が高まった。
- ・合併後にご当地ナンバーとなったことから、地域の一体化の醸成に役立った。
- ・対外的なPRができたことや「ご当地ナンバー」を再認識するとともに郷土意識を育むことができた。
- ・広域連合を設立し広域行政に取り組んできたため連帯感の醸成につながったのではないかと考えています。
- ・市をPRし一体感を高める効果があった。
- ・車両関係団体等や行政が“この地域を”売り出すという共通の目的に対しての取組効果があった。

(問4)

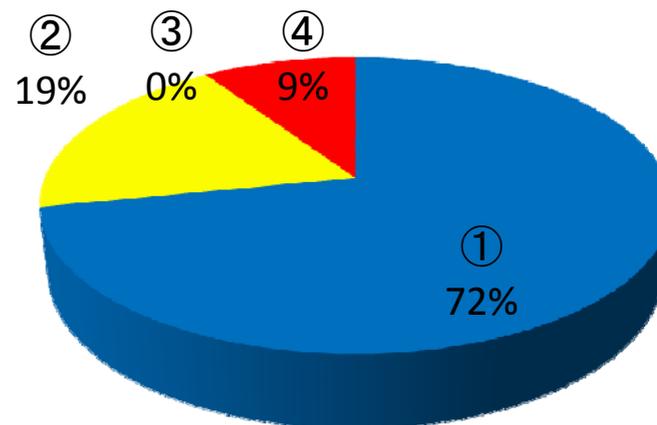
問1で③を選ばれた団体にお聞きします。具体的にどのような効果がありましたか。定量的にはかかれるものがあればあわせてご記入下さい。(複数回答可)

① 地域名の知名度が上昇した。
(知名度が上昇したと考えられる理由:
_____)

② 観光客が増加した。
(具体的に増加した施設、観光地:
_____)

③ 特産品の販売増、地場産業の売り上げ増に繋がった。
(具体的に売上げが増加した物:
_____)

④ その他の効果があった。
(具体的に:
_____)



問4				
①	②	③	④	計
23	6	0	3	32
72%	19%	0%	9%	100%

(問4-1)

① 地域名の知名度が上昇した考えられる理由【主な意見】

- ・他地域に行けば注目され、PRになっている。
- ・ご当地ナンバーということで、ドライブ先で声を掛けられることが何度かあり、おおむね、歓迎される内容であることから、地域の知名度を広めるには、ご当地ナンバーは、一定の効果があるように感じられます。
- ・ご当地ナンバーによる県内外へのキャラバン等を行うことによりより広く「観光地」として周知できたと思われる。
- ・ご当地ナンバーの車が全国(区域外)を走行することで認知され、知名度上昇につながるため。
- ・県外の方からご当地ナンバーについての問い合わせ等があり当村について知る機会が増加したから。
- ・遠隔地でご当地ナンバーを見かけることも多く、他県の方にも見て頂いているという実感があるため。
- ・当地のネームバリューは元からあるが、約20万台の車両がご当地の広告塔となり、更なる知名度が上昇した。
- ・ご当地ナンバーの隣町と言えれば位置を分かってもらえる人が増えたと思われる。

(問4-2)

② 観光客が増加した増加した施設、観光地【主な意見】

- ・市内観光客入込数が平成18年度330万人から平成19年度には349万人。
- ・町全体。
- ・美術館:H17-17,571人 H18-20,431人 H19-19,339人 H20-24,478人

(問4-4)

④ その他の効果があった。【主な意見】

- ・当地域では、ハイブリッド車の販売が好調であると聞いた。当市としても、「市の環境スタイル」を推進しているのでご当地ナンバーのエコカーが増えると相乗効果が期待できる。

(問5)

問1で④を選ばれた団体にお聞きします。効果がなかったと考えられる理由をお答えください。【主な意見】

- ・対象地域の自治体が連携し、地域振興等の施策に取り組むこともなかった。
- ・ナンバーによって、特に地域の知名度が上がったとは感じられない。
- ・地名の認識は広まったと思われるが、具体的な観光振興等の効果があったとは考えにくい。また、効果を検証する術も難しい。
- ・ご当地ナンバー名と地域特性があまり一致していないため、ご当地ナンバーに対する愛着心があまりない様に感じる。
- ・観光客の増加や特産品の販売増などが見られなかった。
- ・ご当地ナンバー以前から近隣自治体として、様々な施策、事業を連携して実施しているところである。地域、観光資源等については、共有する部分が少なかった。
- ・旧ナンバーに比べ、地域としての認知度は向上したと思うが、具体的な効果は見られない。
- ・当市の名称も入っておらず、特に当市への直接の影響は良くも、悪くも無かった。効果の把握も困難。
- ・対象地が分かれており、地域的な一体感が薄いため一体的な取組は行われていない。また、位置関係等の知名度が低いため市のPRには至っていない。
- ・ご当地名の自治体と距離のある当自治体にはあまり効果が無かった。「ご当地」の感覚はあまりない。
- ・市町村合併ができなかったため、ご当地ナンバーブランドのアピールが本市に及ぼす影響が少ない。
- ・ご当地ナンバーを利用している市町村が複数あるため、知名度に結びつかなかったと考える。
- ・周知活動が十分でなく、一時的な話題にはなったが、長期的にはそこまでの効果がなかった。
- ・ご当地名でないため知名度の上昇や観光客の増加などの効果は見られなかった。
- ・導入による効果について具体的な調査・分析を行っておらず、どんな効果が得られたかが明らかでない。
ご当地ナンバーに採用された地域名が当包括する地域名でもなかったため。
- ・ご当地ナンバーでは、自治体としての地域性が表現されていない。個別、具体的な観光イベント等での自治体連携はすでに行われており、ご当地ナンバーがきっかけとなったと断定できない。
- ・隣接市名であることから、観光PR等に結びついているとは考えにくい。
- ・ナンバーを契機とした具体的な取組みが継続していない。
- ・ご当地ナンバーの自治体と接していない。また、通勤圏や商圈も違い、密接な関係であるとは言い難い。
- ・「効果がない」ではなく、「効果が分からない」です。ご当地ナンバーが及ぼした具体的な影響・効果の声を聞くことができませんでした。

(問6)

ご当地ナンバー導入後、地域振興、観光振興、地域の連帯感の醸成に向け取り組まれた施策があればお答え下さい。【主な意見】

- ・観光面の振興する団体として地方観光連盟があり、協働して観光振興に取り組んでいる。
- ・デスティネーションキャンペーンを実施。観光のみならずあらゆる業種が一丸となり、来客のおもてなしに努めた。
- ・ラッピングトラック事業として首都圏で開催のフェアに雪を持ち込みホテル前に「雪だるま」や「かまくら」を設置子供たちに好評を博す。
- ・観光振興の一つとして、町内寺院や史跡等のボランティアガイドの仕組み作りを行った。「ご当地」としてイメージされる神社仏閣が多く歴史が残る地域として、受入れ体制整備を行うためである。これによって当初の目的達成の他、地域住民の観光に対する意識も向上した。
- ・「ご当地」ナンバーサポーターズ・クラブを発足し、地域一帯となって運転マナーの向上に努めている。なお、クラブ会員には「マナーリング」ステッカーを配布し、活動の啓発を行っている。
- ・公用車貼付用マグネットシートの作製、配付用ポケットティッシュの作製、歩道橋等への横断幕掲出など。
- ・「ご当地ナンバー」の導入自体が、既存の広域連合協議会「都市圏まちづくり協議会」の取組であり、広域行政を推進してきた当地域の一体性や連帯感の向上のほか、全国的に「ご当地」の地域名をアピールすることは一定の成果があったと考える。
- ・ご当地ナンバー導入以前より取り組んでいた事業に対しても地域の一体感がより高まった。
- ・ご当地ナンバー対象地域の一体感の醸成を図るとともに、ご当地ナンバーの新たな魅力を再発見するため「ご当地ナンバーのある風景」をテーマとしたフォトコンテストを開催しました。また、対象地域で応募作品の展示を行い、各地の風景やご当地ナンバーを情報発信することで、対象地域を横断する新たな観光ルートの開発を検討するなど、地域振興や観光振興を目指しています。
- ・「運転マナーアップナンバー交換会」を開催し、「ご当地」の知名度を高めるとともに、日本一の運転マナーを心がけるよう呼びかけた。
- ・自主的な広域連携組織「ネットワーク会議」を組織し、観光、環境、防災など、8つの分野で連携した事業を展開。
- ・定期的に会議を持ち、商業・観光のテーマを基に情報交換会を開いています。連携して事業活動を行うところまでは行っていませんが、今後の会議の進捗を見て、連携作業ができればと模索している状況にあります。
- ・自治体、商工会議所(商工会)、自動車関係団体、地方観光連盟等による「ご当地ナンバー連絡会議」において、地域振興、観光振興、地域の連帯感の醸成に関する取組を実施した。

(問7)

ご当地ナンバーを導入して発生した新たな課題等をお答え下さい。【主な意見】

- ・他の地域のナンバーと表示が似ていて、事故目撃の際などで見分けにくいとの声を聞く。
- ・ご当地ナンバー導入後、新車登録した全ての車両がご当地ナンバーの登録になるので、旧ナンバーとの選択があっても良いと思う。
- ・以前の型のナンバープレートを望む利用者も少なからずいた。
- ・ご当地ナンバー導入した自治体が中途半端で一部にとどまり、より広域的な地域全体の連帯感が生まれない。
- ・ご当地ナンバー導入によるある程度のPR効果はあったと思われるが、ご当地ナンバーを地域の振興等に結びつける具体的な取組を検討する必要がある。
- ・ナンバーから住んでいる地域が特定されるため、市民の中にはご当地ナンバーを付けたくないという声も一部あった。
- ・県境を越えたエリアでの導入であるが、県境を越えた交流がない市町も少なくなかったことから、なかなか一体感の醸成につながる機会がない。また、もう一方の県側との区別がわかりにくいといった住民からの意見がある。
- ・一過性にならないための官民一体となった仕掛けが必要です。

(問8)

その他ご当地ナンバーに対する意見(自由記載)【主な意見】

- ・字数が多いナンバーは、走行時等において、わかりづらい。
- ・地域の方々に継続的に愛着を持っていただき、また、全国的にも知名度が上がるよう、PR等していきたい。
- ・地域連携事業として成功し、導入した事が圏域の財産です。更なる活用等につき、地域が考える番であると思います。
- ・ご当地ナンバー実現に伴い郷土に対する誇りが全体的に高まったものと思われる。
- ・導入から5年、従前からの車両を継続使用している方も以前として多く、地域における「ご当地」ナンバーの普及が進んでいない印象であるが、今後、車両の更新に伴い、普及率が向上するにあたり、地域の一体感は醸成されていくものと思われる。
- ・原動機付自転車のナンバーの様に独自のデザインに出来れば良い。
- ・他地域でも、ご当地ナンバーを見かけることが多くなり、当該地域のブランドを高め、当該地域発展、地域の一体化のためにもご当地ナンバーの創設を推進することは、効果があると思われる。
- ・ナンバー名の対象となる地域の基準を緩和し、地域特性に応じたナンバー名が登録できるようになれば、地域の連帯感の強化などにつながると思います。
- ・本市における直接的影響はなかったが、本市が含まれる地域のイメージアップに繋がったことは成功といえる。
- ・地域の知名度アップには効果が大きいと考えます。これが経済効果に繋がるよう、観光客の増加、地域ブランド商品の開発などを支援していきたい。
- ・地域活性化は地域に対する誇りづくりであり、そのためには地域を愛する心だと考えられます。ご当地ナンバーにより広域で地域を愛する心が高まったと感じます。
- ・ご当地ナンバーで登録した車両が走ることにより県外へのアピールや知名度の向上にも繋がるので、今後も様々な地域独自のナンバーが発行されれば良いと思う。
- ・ご当地ナンバー導入により、全国に発信することができ、産業界のみならず、市全体の活性化に大きな力となる。また、市民の一体感の形成や愛着の深まりなど、心情的な好影響も生まれた。
- ・ご当地は一つというキャッチフレーズで様々な展開をしてきており、このナンバー導入は大きな起爆剤となっていると思っております。しかし、残念なことに旧ナンバーがご当地ナンバーにより認知度が低下した可能性もあると考えられると思います。
- ・導入エリアでの連帯感、地域への愛着心の高まりはあり、ひとつの文化圏の醸成につながるという意義を感じている。

ご当地ナンバーに対する国民の意見

国土交通省に寄せられた意見の一例

ご当地ナンバーについてご質問致します。

●●県●●市周辺に住んでるものです。最近、ETC割引の効果もあり、近畿、中国、九州など旅行する機会が増えていろいろなナンバープレートを目にする機会が増えてきました。(鈴鹿、富士山、堺、下関、倉敷など)ちなみに、私が住んでいる地域は一つのナンバーのみです。観光の観点などから色々なナンバープレートができれば、アピールなどにもなりますし、県にも同様の要望も出しました。県も費用対効果も考え検討するとのこと。是非行っていただきたいものです。よろしくお願い致します。

引っ越しをしたので某運輸支局に自動車登録手続きを行ったが、ここはご当地ナンバーの管轄内になるのでナンバープレートを変更しなければならないと言われてしまいました。同じ県内なのになんでわざわざナンバーを変えなければいけないのか。この制度を決めたところはどこなんだ。せめて変えたい人だけ変えればいいのか。お金だっただけかかるしこの制度はおかしいと思えません。

ご当地ナンバーなんてやらなくても良い。新しいナンバーを作ったからそれが地域のPRになるとか観光振興になるとか意味不明。一般市民は手間暇増えるだけで迷惑なだけ。市のPRをしたいなら、名産品を新しく開発するとか、企業を誘致するとか他にもやり方はあるはず。

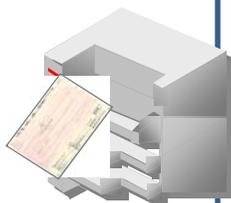
他県に引っ越しをしたらナンバープレートが変わるが、そもそも変える必要性自体ない。お金もかかるし、使わなくなったナンバープレートももったいない。それと、原付のナンバープレートは最近色々な種類があるが通常よりも費用が高くなっている。自動車についてはそんな事をするのは避けて欲しいと願うばかりです。

※ 意見に含まれた個人情報については、提出者等が特定できないように修正している。

ご当地ナンバー導入の影響

MOTAS(自動車登録検査業務電子情報処理システム)の場合

開発作業



OCR読み取り機能関係

読み取り機能の改修

- ・申請書に手書きされた新たなご当地名を正確に読み取るため、OCRの読み取り機能を改修

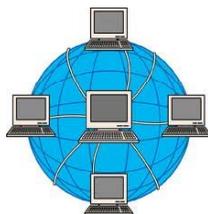
※ OCR：手書き申請書読み取り装置

業務端末機能関係



- ・登録番号を表示する画面に、新たなご当地名を表示する機能を追加

システムへの導入作業



- ・全国の運輸支局等の端末機に新たな機能を追加したプログラムを導入

自動車登録番号情報を活用したその他の外部システムの場合

地方自治体の自動車税等の徴税用システムや民間駐車場の自動車の入出庫管理用システムを始めとして、外部の団体等が保有する自動車登録番号を活用した様々なシステムの改修が必要

地域名表示の原則

ナンバープレートにおける地域名表示とは、「自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字」であり、その表記は以下の原則によっている。

原則 1 : 運輸支局等の所在する都道府県名

原則 2 : 運輸支局等の所在する市及び特別区の名称（運輸支局等の所在地が町村の場合は、郡の名称又は町村の名称のうち一般に判別し易いもの）

原則 3 : 原則 1 及び原則 2 によった場合に、他とまぎらわしい等不適切と認められるときは、旧国名等で判別し易いもの

地域名表示の由来		数
支局等の所在地	都道府県	39
	市	34
	特別区	3
その他	旧国名等	11
	ご当地	19 (※)
総 計		106

※ 山梨と静岡にまたがる「富士山」はひとつとして計上

<参考> ナンバープレートの地域名表示の由来一覧

	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	所在地	表示する文字	由来	
北海道	札幌運輸支局	札幌市	札幌	支局等の所在地	市
	函館運輸支局	函館市	函館	支局等の所在地	市
	旭川運輸支局	旭川市	旭川	支局等の所在地	市
	室蘭運輸支局	室蘭市	室蘭	支局等の所在地	市
	釧路運輸支局	釧路市	釧路	支局等の所在地	市
	帯広運輸支局	帯広市	帯広	支局等の所在地	市
	北見運輸支局	北見市	北見	支局等の所在地	市
東北	青森運輸支局	青森市	青森	支局等の所在地	都道府県
	八戸自動車検査登録事務所	八戸市	八戸	支局等の所在地	市
	岩手運輸支局	盛岡市	岩手	支局等の所在地	都道府県
	宮城運輸支局	仙台市	仙台	その他	ご当地
			宮城	支局等の所在地	都道府県
	秋田運輸支局	秋田市	秋田	支局等の所在地	都道府県
	山形運輸支局	山形市	山形	支局等の所在地	都道府県
	庄内自動車検査登録事務所	東田川郡三川町	庄内	その他	旧国名等
	福島運輸支局	福島市	福島	支局等の所在地	都道府県
			会津	その他	ご当地
いわき自動車検査登録事務所	いわき市	いわき	支局等の所在地	市	
関東	茨城運輸支局	水戸市	水戸	支局等の所在地	市
	土浦自動車検査登録事務所	土浦市	土浦	支局等の所在地	市
			つくば	その他	ご当地
	栃木運輸支局	宇都宮市	宇都宮	支局等の所在地	市
			那須	その他	ご当地
	佐野自動車検査登録事務所	佐野市	とちぎ	その他	旧国名等
	群馬運輸支局	前橋市	群馬	支局等の所在地	都道府県
			高崎	その他	ご当地
	埼玉運輸支局	さいたま市 (旧大宮市)	大宮	支局等の所在地	市
	所沢自動車検査登録事務所	所沢市	川越	その他	ご当地
			所沢	支局等の所在地	市
	熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市	熊谷	支局等の所在地	市
	春日部自動車検査登録事務所	春日部市	春日部	支局等の所在地	市
	千葉運輸支局	千葉市	千葉	支局等の所在地	都道府県
			成田	その他	ご当地
	習志野自動車検査登録事務所	船橋市	習志野	その他	旧国名等
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦市	袖ヶ浦	支局等の所在地	市	
野田自動車検査登録事務所	野田市	野田	支局等の所在地	市	
		柏	その他	ご当地	
東京運輸支局	品川区	品川	支局等の所在地	特別区	
練馬自動車検査登録事務所	練馬区	練馬	支局等の所在地	特別区	

	足立自動車検査登録事務所	足立区	足立	支局等の所在地	特別区
	八王子自動車検査登録事務所	八王子市	八王子	支局等の所在地	市
	多摩自動車検査登録事務所	国立市	多摩	その他	旧国名等
	神奈川運輸支局	横浜市	横浜	支局等の所在地	市
	川崎自動車検査登録事務所	川崎市	川崎	支局等の所在地	市
	湘南自動車検査登録事務所	平塚市	湘南	その他	旧国名等
	相模自動車検査登録事務所	愛甲郡愛川町	相模	その他	旧国名等
	山梨運輸支局	笛吹市	山梨	支局等の所在地	都道府県
			富士山	その他	ご当地
北陸 信越	新潟運輸支局	新潟市	新潟	支局等の所在地	都道府県
	長岡自動車検査登録事務所	長岡市	長岡	支局等の所在地	市
	富山運輸支局	富山市	富山	支局等の所在地	都道府県
	石川運輸支局	金沢市	金沢	その他	ご当地
			石川	支局等の所在地	都道府県
	長野運輸支局	長野市	長野	支局等の所在地	都道府県
	松本自動車検査登録事務所	松本市	松本	支局等の所在地	市
諏訪			その他	ご当地	
中部	福井運輸支局	福井市	福井	支局等の所在地	都道府県
	岐阜運輸支局	岐阜市	岐阜	支局等の所在地	都道府県
	飛騨自動車検査登録事務所	高山市	飛騨	その他	旧国名等
	静岡運輸支局	静岡市	静岡	支局等の所在地	都道府県
	浜松自動車検査	浜松市	浜松	支局等の所在地	市
	沼津自動車検査登録事務所	沼津市	沼津	支局等の所在地	市
			伊豆	その他	ご当地
			富士山	その他	ご当地
	愛知運輸支局	名古屋市	名古屋	支局等の所在地	市
	豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市	豊橋	支局等の所在地	市
	西三河自動車検査登録事務所	豊田市	岡崎	その他	ご当地
			三河	その他	旧国名等
			豊田	その他	ご当地
	小牧自動車検査登録事務所	小牧市	一宮	その他	ご当地
尾張小牧			その他	旧国名等	
三重運輸支局	津市	三重	支局等の所在地	都道府県	
		鈴鹿	その他	ご当地	
近畿	滋賀運輸支局	守山市	滋賀	支局等の所在地	都道府県
	京都運輸支局	京都市	京都	支局等の所在地	都道府県
	大阪運輸支局	寝屋川市	大阪	支局等の所在地	都道府県
	なにわ自動車検査登録事務所	大阪市	なにわ	その他	旧国名等
	和泉自動車検査登録事務所	和泉市	堺	その他	ご当地
			和泉	支局等の所在地	市
	神戸運輸監理部	神戸市	神戸	支局等の所在地	市
	姫路自動車検査登録事務所	姫路市	姫路	支局等の所在地	市
	奈良運輸支局	大和郡山市	奈良	支局等の所在地	都道府県
	和歌山運輸支局	和歌山市	和歌山	支局等の所在地	都道府県
鳥取運輸支局	鳥取市	鳥取	支局等の所在地	都道府県	

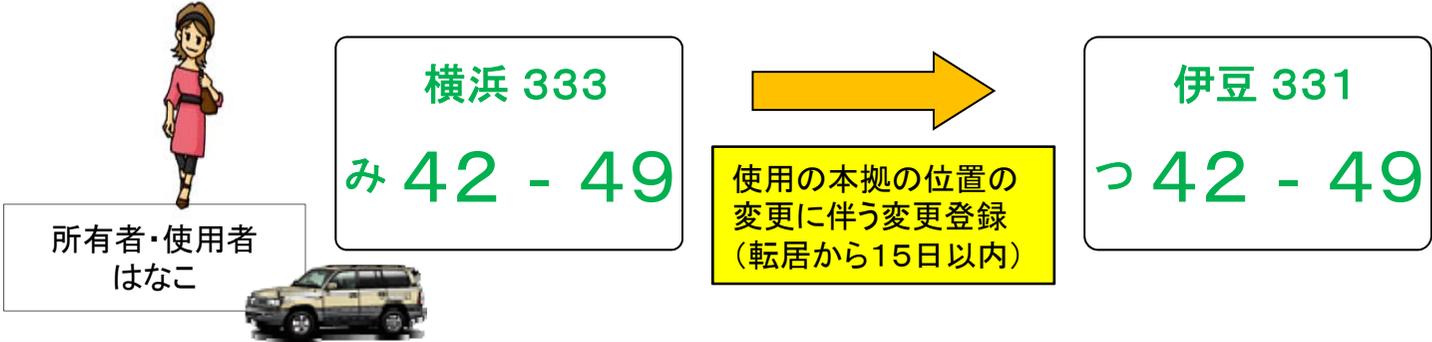
中国	島根運輸支局	松江市	島根	支局等の所在地	都道府県	
	岡山運輸支局	岡山市	岡山	支局等の所在地	都道府県	
			倉敷	その他	ご当地	
	広島運輸支局	広島市	広島	支局等の所在地	都道府県	
	福山自動車検査登録事務所	福山市	福山	支局等の所在地	市	
山口運輸支局	山口市	下関	その他	ご当地		
		山口	支局等の所在地	都道府県		
四国	徳島運輸支局	徳島市	徳島	支局等の所在地	都道府県	
	香川運輸支局	高松市	香川	支局等の所在地	都道府県	
	愛媛運輸支局	松山市	愛媛	支局等の所在地	都道府県	
	高知運輸支局	高知市	高知	支局等の所在地	都道府県	
九州	福岡運輸支局	福岡市	福岡	支局等の所在地	都道府県	
	北九州自動車検査登録事務所	北九州市	北九州	支局等の所在地	市	
	久留米自動車検査登録事務所	久留米市	久留米	支局等の所在地	市	
	筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市	筑豊	その他	旧国名等	
	佐賀運輸支局	佐賀市	佐賀	支局等の所在地	都道府県	
	長崎運輸支局	長崎市	長崎	支局等の所在地	都道府県	
	厳原自動車検査登録事務所	対馬市				
	佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市	佐世保	支局等の所在地	市	
	熊本運輸支局	熊本市	熊本	支局等の所在地	都道府県	
	大分運輸支局	大分市	大分	支局等の所在地	都道府県	
	宮崎運輸支局	宮崎市	宮崎	支局等の所在地	都道府県	
	鹿児島運輸支局	鹿児島市	鹿児島	支局等の所在地	都道府県	
	大島自動車検査登録事務所	奄美市				
	沖縄	沖縄総合事務局	陸運事務所	浦添市	沖縄	支局等の所在地
宮古運輸事務所			宮古島市			
八重山運輸事務所			石垣市			

ナンバー変更が必要となるケースと手続き

所有者や使用者の変更がなくともナンバープレートを変更する必要がある典型的なケース

転居に伴い運輸支局等の管轄を超えて使用の本拠の位置が変わった場合(変更登録)

はなこさんは、神奈川県横浜市に住んでいましたが、実家のある静岡県熱海市にマイホームを新築したことから引っ越ししました。



(注) 同一の運輸支局等の管轄区域内の転居であっても、使用の本拠の位置が別の地域名表示の区域となれば、変更登録の際にナンバープレートの変更も必要



●道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(抄) (変更登録)

第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。
2~4 (略)

(自動車登録番号の変更)

第十四条 国土交通大臣は、前二条の申請があつた場合その他の場合において、登録自動車についてその自動車登録番号が第九条の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その自動車登録番号を変更するものとする。
2 (略)

- ※ 変更登録は、変更後の地域を管轄する運輸支局等の窓口へ直接申請
その際、車庫証明書等の書類とともに、一定の手数料(申請手数料、ナンバープレート交付手数料)が必要
- ※ナンバープレート付け替え後、施封をしてもらうため、手続きの際には現車の持ち込みが必要

海外のナンバープレートにおける地域名表示の例

パターン1: 地域名をそのまま表示している例

カナダ オンタリオ州



希望番号プレート・各種公共活動を表すロゴ入りのものは、手数料の一部は団体に入り公共活動などに使用される。

【標準のプレート】
州の名称をプレート上部に表示。交付番号は8文字までの数字及びアルファベットで構成されるが、ロゴ等の図柄が入ると6文字まで。図柄は60程度の中から選択可能。

タイ王国



【希望ナンバー】
上段左は小型車を表す。上段右は交付順の数字。下段はプレートを発行した場所で、上記は県名ラヨンを表す。

オーストラリア連邦クイーンズランド州



キャラクター入り登録商標があるものは価格も高い

【希望ナンバー】
個人向けと法人向けがあり、カラー図柄等を選択可能。地色、図柄は多数。数字2文字とアルファベット3文字、アルファベット3文字と数字2文字、アルファベット3文字と数字3文字で構成。EUサイズ、USサイズのプレートも選択可能。語呂合わせによる特別な番号となると高価。

大韓民国



2006年11月1日より上記ナンバープレートへ変更。上記は事業用ナンバー。事業用は黄色地に黒色文字、頭にハングル文字縦書きで地名表記有り。上記はソウルを表すが、頭2桁の数字は各市町村の発行枠、ハングル文字は用途、右の数字4桁は交付順を表す。

自家用は地名が入らない。



パターン2: 地域名をアルファベットや識別記号などで表示している例

フランス共和国



左端のEUバンドはEU加盟国共通でFは国籍表示。右端は新採用された地方(県)毎の紋章が施され、下の数字は都市コードであるが、都市コードの表記は希望制(例:75はパリ)。

2009年より上記ナンバープレートへ変更しているところ、それまでは登録した地方(県)を表すコードがプレートへ記載されていたが、変更後は、出身地など自分の好きな県のコードを入れることが可能。

イタリア共和国



EUバンド部の「I」は国籍表示。

「09」は登録年、「BO」はボローニャ県を表す。

上段はフロント部のプレート、小型車やスポーツ車に合わせて前は横幅の狭いタイプを採用。

下段はリア部のプレートで、通常のEUサイズ。(11×52の1:5比率)

中華人民共和国



青色は普通サイズの乗用車やコンパクトカー用。

最初の漢字部分は、各省、直轄市(北京:京、上海:沪、天津:津、重慶:渝)、自治区などの表示であり、上記の「闽」は福建省を表す。

次のアルファベットは最初の漢字で表示された地域内の都市の表示であり、上記の「A」は「福州市」を表す。「UR6N8」の部分は交付順(通常はアルファベット1文字と数字又は数字のみで構成。)

パターン3: 地域名に加えて地域の象徴である絵柄を表示している例

アメリカ合衆国ニューヨーク州(1986~1999年)



ニューヨーク州にて1986年~1999年まで標準ナンバープレートとして使用されていたもの。

州の名称をプレートの上部に表示するとともに、真ん中にシンボルでもある自由の女神を表示。

ご当地ナンバーの拡大に関する論点

○ ご当地ナンバー導入の効果と必要性

既実施例からすると、一定の効果があったと言えるか。

今後さらに地域名表示を細分化するとして、その意義をどこに求めるか。

○ ご当地ナンバーを拡大する場合の要件・手続き等

地域の単位、台数等の要件を課すのか。課す場合はどのような要件とすべきか。

対象地域は、どのように選定すべきか。

表示することとなる地域名の基準についてどう考えるか。

導入に係るコスト負担についてどう考えるか。

○ 自動車ユーザー負担の増加の回避

地域名が細分化されることに伴い、住所変更等によりナンバープレートの変更が必要となる頻度が高くなり、自動車ユーザーの負担が増加することについてどうするか。

○ 地域名の位置付け

地域名の表示は、使用の本拠を明らかにするとともに、車両を特定するための識別情報の一部として、必須のものであるべきか。

表示する地域名を選択できるようにすべきか。

(注) 現在の制度では、ご当地ナンバー対象地域内に使用の本拠の位置を定める場合、選択の余地なくご当地ナンバーの地域名を表示することとなり、元の地域名を表示することは認めない。